

ふくしま



2024・No.114



くらしの情報 春号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



知事ごあいさつ



最近の消費者を取り巻く環境は、デジタル化の進展により SNS や AI 技術を活用した広告やサービスが急速に普及しており、消費者に多くの利益がもたらされる一方、詐欺や犯罪の被害に遭うリスクが高まるなど、新たな課題も顕在化しております。

県消費生活センターへの相談状況も、高齢者からのインターネット通販に関する相談割合が高い水準で推移しており、また、若年者からは SNS をきっかけとした副業や投資などの儲け話の勧誘に関する相談が増加傾向にあり、その内容も年々複雑化、多様化しております。

このため、県では、消費者である県民の皆様が、安全・安心な消費生活を確保できるよう消費者ホットライン「188」を広く周知し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談員による出前講座を活用して、成人年齢引下げを踏まえた若年者に対する実践的な消費者教育を行うほか、高齢者等の消費者被害を防ぐための見守りネットワークづくりなどにも積極的に取り組んでいるところです。

さらに、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の普及を県の重点事業に位置付け、県民の皆様1人1人に自らの消費の影響を考えて行動していただけるよう、中学校と連携したエシカル給食会や、エシカルマルシェの開催などによる全県的な普及・啓発に取り組んでおります。

加えて、県内外の消費者に本県の現状を正しく理解してもらうためにこれまで実施してきました食と放射能に関する説明会や座談会、生産者等を県内外に派遣し理解促進を図る事業についても、引き続き、取組を進めてまいります。

今後とも、県民の皆様方の消費生活の安定・向上を図るため、福島県消費者基本計画に沿って、本県の消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄



LINE公式アカウント

みんなに注意してほしいを配信中！

県消費生活センターでは、消費者被害防止を図ることを目的として、LINE公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。ぜひ友だち追加をお願いします！

友だち追加よろしくね♪



消費者教育推進大使
トラブルくん



令和6年なりすまし詐欺被害認知状況等

被害認知状況

120件、4億364万円

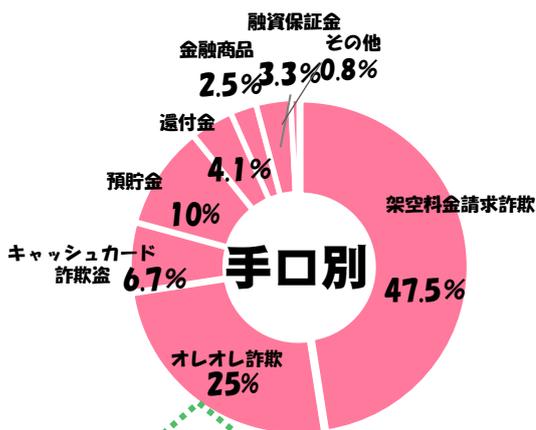
(前年比 +26件、+2億4,652万円) (単位：件、万円)

※ 福島県警察本部生活安全企画課発表

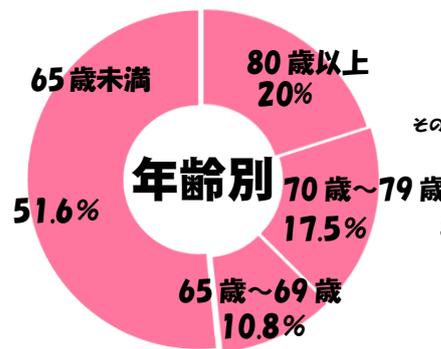
	令和6年		令和5年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	120	40,364	94	15,712	+26	+24,652
詐欺	112	39,848	85	14,892	+27	+24,956
オレオレ詐欺	30	30,099	19	3,356	+11	+26,743
預貯金詐欺	12	1,131	7	671	+5	+460
架空料金請求詐欺	57	5,930	45	8,748	+12	-2,818
融資保証金詐欺	4	206	1	726	+3	-520
還付金詐欺	5	681	10	1,153	-5	-472
金融商品詐欺	0	0	2	36	-2	-36
ギャンブル詐欺	1	65	0	0	+1	+65
交際あっせん詐欺	2	1416	0	0	+2	+1416
その他	1	320	1	202	±0	+118
キャッシュカード詐欺盗	8	516	9	820	-1	-304

特徴

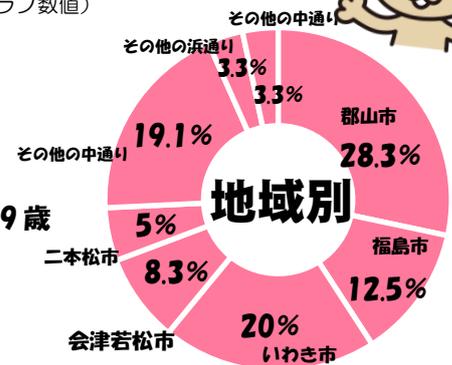
令和5年と比較して認知件数・被害金額ともに増加



★被害手口の約5割が架空料金請求詐欺の被害
★オレオレ詐欺被害が前年比で大幅に増加！被害額が約2億6700万円の増加



★被害者の5割以上が65歳以上の高齢者の被害



★被害地域の6割以上が中通り地域での被害

新生活・一人暮らし！狙われているぞ！



4月は、新大学生や新社会人となり一人暮らしを始めるなど環境が変わる方が多いです。新生活のスタートでつまづかないように、気をつけてほしいことを紹介します。

相談事例



大学の先輩から勧められた暗号資産の投資サイトに手数料を支払ったが、出金できない。どうしたらいいだろうか？

ポイント

- ☆暗号資産などのもうけ話の勧誘をうのみにしない！
- ☆無登録業者とは取引しない
- ☆取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しない



お近くの消費生活センターにつながる「消費者ホットライン 188」や警察相談専用電話「#9110」

相談事例



賃貸マンションを借り、敷金など15万円を支払ったが、入居できなくなったため解約を申し出たら、「契約は成立している。返金できない」と言われた。納得できない、どうしたらいいだろうか？

ポイント

- ☆契約時：契約書の記載内容や賃貸物件の現状を確認する
- ☆入居中：入居中のトラブルは貸主側にすぐに相談する
- ☆退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める

初めての一人暮らしに気をつけてほしいこと

- 退去時の原状回復などの「住宅の賃貸借トラブル」
- 引越しや不用品回収などの「引越し関連トラブル」
- 新生活を狙った「訪問販売トラブル」
- 新生活でも気を付けたい「もうけ話トラブル」
- スマホやネット回線などの「通信契約トラブル」



出前講座のご案内

下記のテーマ等で出前講座を無料で実施しています。日時、内容などお気軽に御相談ください。

お問合せ番号 Tel 024-521-7736 まで

【(例)対象者：テーマ】

高齢者：●悪質商法やなりすまし詐欺の手口と対策、●悪質商法から高齢者を守るための見守りのポイント●高齢者に多い家庭内の事故 等

一般：悪質商法・なりすまし詐欺 ●賞味期限と消費期限のちがい

小中学校・保護者：ケータイ・スマホのトラブル・金銭教育について

高校生：自立した賢い消費者になろう

※講師：消費者教育コーディネーター・消費生活相談員・食品安全相談員

自家消費野菜等の放射能検査について



県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等（家庭菜園で作った野菜や自分で採ってきたキノコなど）の放射能検査を実施しています。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

検査場所：福島市中町8-2 福島県自治会館1階

※受付時間 月曜～金曜（祝日は除く） 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索

消費生活無料法律相談・生活再建等相談



県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、**【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】**を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先（※消費生活無料法律相談・生活再建等相談）】

県消費生活センター 024-521-0999

県中地方振興局 024-935-1295

県南地方振興局 0248-23-1548

会津地方振興局 0242-29-5295



福島県 生活環境部消費生活課 024-521-7736（令和7年3月発行）